

厚生労働省発薬食 0227 第 81 号
平成 25 年 2 月 27 日

薬事・食品衛生審議会会長
西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

諮 問 書

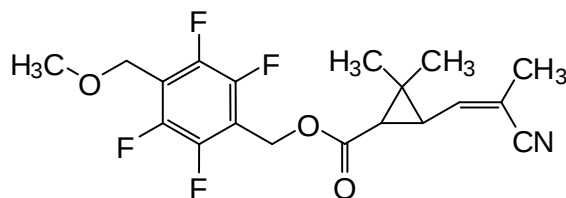
下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1 R, 3 R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1 R, 3 R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1 S, 3 S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E Z)-(1 R S, 3 S R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1 S, 3 S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物（2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1 R, 3 R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1 R, 3 R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1 S, 3 S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E Z)-(1 R S, 3 S R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5,

6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



$C_{19}H_{19}F_4NO_3$

CAS No. : 609346-29-4

名称 (英語名) Mixture of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (Z)-(1R,3R)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (E)-(1R,3R)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (Z)-(1S,3S)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (EZ)-(1RS,3SR)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate and 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (E)-(1S,3S)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate[only containing equal to or more than 80.9% and equal to or less than 100% of 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl (Z)-(1R,3R)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate, equal to or more than 0 % and equal to or less than 10% of

2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl
(E)-(1*R*,3*R*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate,
 equal to or more than 0 % and equal to or less than 2% of
 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl
(Z)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate,
 and equal to or more than 0 % and equal to or less than 1% of
 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzyl
(EZ)-(1*RS*,3*SR*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxy-
 late and equal to or more than 0% and equal to or less than 0.2% of
 2,3,5,6-tetrafluoro-4-(methoxymethyl)benzy
(E)-(1*S*,3*S*)-3-(2-cyanoprop-1-enyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate]
 and formulation containing them

(日本語名) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z)
 - (1 R, 3 R) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニル) - 2, 2-ジ
 メチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオ
 ロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1 R, 3 R) - 3 - (2
 -シアノプロパ-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボ
 キシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)
 ベンジル= (Z) - (1 S, 3 S) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニ
 ル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5,
 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (EZ) - (1
 R S, 3 S R) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニル) - 2, 2-ジメ
 チルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオ
 ロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1 S, 3 S) - 3 - (2
 -シアノプロパ-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボ
 キシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシ
 メチル)ベンジル= (Z) - (1 R, 3 R) - 3 - (2-シアノプロパ-
 1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.
 9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメ
 チル)ベンジル= (E) - (1 R, 3 R) - 3 - (2-シアノプロパ-1
 -エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以
 下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)
 ベンジル= (Z) - (1 S, 3 S) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニ
 ル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有
 し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル
 = (EZ) - (1 R S, 3 S R) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニル)
 - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、
 かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジ
 ル= (E) - (1 S, 3 S) - 3 - (2-シアノプロパ-1-エニル) -
 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有する
 ものに限る。)

経緯

上記化学物質は、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第2条第1項第32号の有機シ

アン化合物及びこれを含有する製剤に該当し、劇物となるものであるが、今般、事業者より、原体の毒性データが提出され、劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

用途

殺虫剤（不快害虫）

物理的・化学的性質

別添 1 を参照

毒性

別添 2 を参照

事務局案

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) (日本語名) 略 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1 R, 3 R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1 R, 3 R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1 S, 3 S) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E Z) - (1 R S, 3 S R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1 S, 3 S) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1 R, 3 R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1 R, 3 R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1 S, 3 S) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E Z) - (1 R S, 3 S R) - 3-(2-シアノプロパン-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、

	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。
CAS 番号	609346-29-4
化学式	C ₁₉ H ₁₉ F ₄ NO ₃
分子量	385.35
物理化学的性状	
外観	白色粉末又は小塊
沸点	—
融点	71.2℃
密度	—
相対蒸気密度	—
蒸気圧	5.5×10 ⁻⁵ Pa (25℃)
溶解性	水：2.11×10 ⁻³ g/L (20℃)、 オクタノール / 水 分配係数 (log P) : 3.369
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	通常の手扱いで安定。
換算係数	—
国連(UN)番号	3077 (ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.)
国連危険物輸送分類	Class 9 (その他の危険性物質及び物品 環境有害物質を含む)、 Packing group (容器等級) III
EC / Index 番号	—
EU GHS 分類	未収載

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂ >2,000 mg/kg、 ♀ 300 mg/kg < LD ₅₀ < ♀ 2,000 mg/kg	* 1 , US EPA OPPTS 870. 1100 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂, ♀ >2000 mg/kg	* 1 , US EPA OPPTS 870. 1200, OECD TG 402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ダスト)	ラット	LC ₅₀ : ♂, ♀ > 2.03 mg/L/4hr (=2,030 mg/m ³ /4hr)	* 1 , US EPA OPPTS 870. 1300, OECD TG 403 GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚刺激性 : ♂ なし	* 2 , US EPA OPPTS 870. 2500, OECD TG 404 GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性 : ♂ 極く軽度の刺激性	* 3 , US EPA OPPTS 870. 2400, OECD TG 405 GLP 準拠

* 1 : 単回及び反復投与毒性試験ガイドラインの改定について（平成 5 年 8 月 10 日 薬新薬第 88 号 厚生省薬務局新医薬品課長，審査課長通知）

* 2 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 20 年 3 月 31 日 19 消安第 14966 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-4

* 3 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 20 年 3 月 31 日 19 消安第 14966 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-5